

令和3年度特別入学者選抜
法律科目試験
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は6枚綴り、問題は片面に印刷されています。
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
 - (1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
 - (2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第1面の左欄，右欄，第2面の左欄，右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配布することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒，青，ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆，シャーペンシル，プラスチック製消しゴム，携帯用鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡です。ラインマーカー，下敷きは使用できません。時計のアラーム，携帯電話等は電源を切ってください。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
10. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
11. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

憲 法	1
民 法	2
刑 法	3

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。なお、国家賠償法上の論点については論じなくてよい。(配点：50)

【事実】

XはY県に勤務する地方公務員である。Xは、戸籍上は男性であるが性自認は女性の性同一性障害者であり、過去に性同一性障害との診断を受けている。今年に入ってから、XはY県庁において、女性用のトイレを使用することを希望し、診断書を提示した上でその旨を上司Aに告げた。それに対しAは、Xの外見が男性であることから、他の利用者への配慮を理由に、性別適合手術をして外見が女性とならなければ、Xが女性用のトイレを使用することを認めない旨を述べた。

Xは、性別適合手術を行う意思はなく、このようなトイレの使用制限は憲法に反すると考えている。

【出題趣旨】

本問では、性同一性障害という比較的新しい憲法問題について、責任主体であるYの行為が、憲法に照らしてどのように判断できるのかを問うものである。

まず、①性同一性障害という区別事由はどのような性質かを検討しているか、次に、②自身が希望する女性用のトイレを使用できないという利益の重大性を検討しているか、そして、③上記の二点を踏まえた上で審査基準を決定しているか、最後に、④本問へのあてはめが適切になされているか、などを総合的に判断することが求められる。

また、自己が希望するトイレの使用を自己決定権と絡めて説得的に論じた場合には、適宜加点する。

民法

次の【事実】を踏まえて以下の各設問に解答しなさい。

【事実】

A（年齢70歳）は、その所有する甲土地をB（年齢70歳）に1000万円で売却し、Bは甲土地の引渡しを受けた。Bは、売買代金を支払ったが、甲土地の移転登記を経由していない。甲土地の時価は1500万円であったが、AとBは学生時代から50年にわたる友人であったこともあって、Bは安くこれを買受けたのである。ところが、Aの飲み友達であったC（年齢50歳）が、甲土地をBに安く売却することに反対した。Cは、Aに甲土地以外にめぼしい財産がないことを指摘して、甲土地をCに贈与してくれるならば、自らがAの今後の生活の面倒を見ることを約束した。年来の友人を裏切ることになるのは忍びなかったが、将来への不安から、Aは甲土地をCに贈与し、Cが甲土地の移転登記を経由した。

〔設問1〕（配点：30）

Bは、何としても甲土地の登記を取得したい。そのために、Bの立場から考えうる請求を明らかにし、その成否を検討しなさい。

〔設問2〕（配点：20）

CがBに対して甲土地の明渡しを請求してきたことを受けて、Bは弁護士である「あなた」に相談を持ちかけてきた。Bは次のように言う。

B：「留置権（民法295条）を主張してCの請求を拒みたい。私も法学部を出ているから、二重譲渡の事例において所有権の移転登記を経由した一方の譲受人に対する他方の譲受人の留置権の主張を否定した判例（最判昭和43年11月21日民集22巻12号2765頁）があるのは知っている。しかし、この判例のように、留置権を主張する者が有する債権が『その物自体を目的とする債権がその態様を変じたものであり、このような債権はその物に関し生じた債権とはいえない』と言って留置権の成立を否定したのは納得できない。『その物自体を目的とする債権』や『その態様を変じた』債権が『その物に関し生じた債権』ではないと言ったところで、曖昧で何を言っているか分からないではないか。」

Bが納得できるように、判例の帰結を支持する立場から、判例の帰結が合理的であって、Bがしようとする留置権の主張が認められないことをその理由を明らかにして説明しなさい。

【出題趣旨】

本問題は、不動産の二重譲渡事例を基礎に、〔設問1〕において、①民法177条のルールを理解を前提として、②登記を得た譲受人（C）が背信的悪意者に当たる可能性、③詐害行

為取消権の行使を起点とする譲受人（B）の登記の取得可能性、〔設問 2〕において（①を踏まえて）④留置権に関する判例（最判昭和 43 年 11 年 21 日民集 22 卷 12 号 2765 頁）の帰結の合理的な説明の可能性、をそれぞれ論じさせるものである。②については、Cの事情をもって果たして背信的悪意者といえるかを検討しなければならない。③については、Bの有する債権が被保全債権となりうるか、詐害行為取消権の行使が認められたとして登記は誰に移転されるのか、登記がAに移転されたとき改めてBはAに対して登記の移転を求めることができるか、といった点を検討する必要がある。④については、留置権の機能を踏まえて各当事者の関係を分析的に把握することが求められる。

刑法

〔設問1〕（配点：25）

次の【事実1】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。ただし、【事実2】において乙に殺人罪（刑法199条）が成立することを前提としたうえで、論じなさい。

【事実1】

甲は、自家用車に2歳の息子Aを乗せてパチンコ店に行き、その駐車場でAに「ここで待っていなさい」と言った。しかし、Aが「連れて行ってほしい」とダダをこねたため、甲は、Aを自家用車の後部トランクに押し込んで外から鍵を掛け、そのままパチンコ店で遊戯した。駐車場の気温32℃であり、2時間後にAは死亡した。

【事実2】

乙は、2歳の息子Bを殺害しようと考え、自家用車の後部トランクにBを押し込んで外から鍵を掛け、気温32℃の駐車場に放置した。2時間後、Bは死亡した。

〔設問2〕（配点：25）

次の【事実】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

【事実】

甲（30歳）は、伯父A（75歳）が海外に1ヶ月の旅行に行く直前に、Aから手提げ金庫を預かった。Aは甲にこれを預ける際、「中に何が入れてあるか、今は言えない。また、金庫を開けてはいけない。ただし、もし私の身に万一のことがあったときは、この鍵で金庫を開けて、中にある書面の指示に従って処置してほしい」と伝えて、金庫の鍵も甲に手渡した。「鍵は、金庫とは別の場所に保管するように」とも、Aは申し添えた。

たしかに、Aが渡航する地域では時折、爆弾テロが発生することがあった。甲は「伯父さんは、大袈裟おおげさだなあ」と思いつつも、Aに「その通りにする」と約束して、金庫と鍵を受け取った。

Aが旅行に出発して以来、甲は預かった金庫に何が入っているのか気になって仕方がなかった。そして、A出発の10日後、Aの身には何も起きていないにもかかわらず、甲は好奇心に負けてしまい、Aから預かった鍵を使って金庫を開けてしまった。中には、Aの自筆証書遺言と、「遺言書を家庭裁判所に提出して、検認の手続きをしてくれ。お礼として、10万円の現金を金庫に入れてあるから、甲君の自由に使いたまえ。」という文書、

及び現金10万円が入っていた。甲は、2日後に友人と共にゴルフ場でプレーする予定であったが、料金をどう工面しようか迷っていたところであったので、この10万円から3万円を抜き取って持参し、ゴルフ場に支払った。

【出題趣旨】

〔設問1〕は、客観的にはほぼ同一の経過をたどった故意事例と過失事例とを比較させることにより、因果関係という要件が故意犯・過失犯に共通の客観的性質をもつ点を理解したうえで、適切に事例に適用することができるかを判断しようとするものである。

〔設問2〕は、封緘物の占有の帰属、及び横領罪における越権性と領得性のいずれを重視するか、という論点を通して、財産犯の基本的部分を正しく理解しているか、評価しようとするものである。

いずれの問題も、刑法総論及び刑法各論の基本的な論点について正確な理解があるかを判断するためのものである。